

安曇野市人権教育・啓発推進計画

平成19年3月15日 制定

平成31年4月 第6次部分改訂

I 推進計画の基本目標

1 人権教育・啓発の基本目標

この推進計画は、人権教育および啓発活動を通じて、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していく（「いつでも、誰でも、どこでも」）ことにより、「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市の実現」を目標とします。

—人権とは—

社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利

2 人権教育・啓発についての基本方針

(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進

人権問題が、ますます複雑・多様化する中で人権教育を効果的かつ総合的に進めるために、家庭、地域社会、認定こども園・保育園・幼稚園、学校、企業、職場など、あらゆる場と機会を通し、なおかつ、それぞれの人権教育実施主体が担うべき役割を十分に踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化して進めていきます。

(2) 市民の主体的参加

人権教育は、内容とする事柄が人間一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、市民の自主性を尊重し、教育・啓発における中立性を確保しながら、市民の声・実態を踏まえて押し付けにならないよう十分な配慮のもとに推進します。一方で、多くの市民に人権教育に関心を持っていただくために、多種多様な考え方、生き方に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる学習環境づくりに努めていきます。

(3) 人権の理解から人権尊重への意識の高揚

多様な人権問題について、いろいろな場で学習が展開される中で、徐々にではありますがそれぞれの人権問題についての正しい認識が深まりつつあります。しかし、その一方で、日常生活の中には依然として人権侵害事象が根強く存在しています。学びとった正しい知識と理解を土台にして、一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権尊重の意識を自覚し、人権感覚を磨き、日常生活の中で自らの実践に結び付けていくことが重要です。そのために、広報媒体を活用した啓発活動をきめ細かく進めていきます。

(4) 自らの尊厳を認識し、お互いの多様性を尊重しあう「共に生きる心」の醸成

すべての人の人権を尊重する上で、まず、自分が人権を有する人間の一人であるという自覚が必要です。自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し、理解することが、他の人の人権を考える上でも重要になります。自らの尊厳を常に意識した上で、「他の人も人としての尊厳を当然保有しており、尊重しなければならない」という考え方に立つことが大切です。

この考え方を基本として、一人ひとりが持つ多様性を理解し、尊重しあう「共に生きる心」の醸成を図っていきます。

(5) 多様な文化や考え方が互いに交流できる「共生社会」の実現

安曇野市にも、社会構造の変化や国際化の進展に伴い、他地域から移り住んできた人々や外国人など、文化や考え方、生活習慣の異なる人たちが大勢生活するようになりました。また、文化や考え方、生活習慣などの違いは、年代によっても以前より顕著に感じられるようになりました。そして、このような多様な市民が、地域社会、学校、企業、職場など、日常生活のさまざまな場面でそれぞれに関わりをもちながら生活をしています。そうした中で、お互いに自己を主張し合うだけでなく、心を開いて多様な文化や考え方、生き方を十分に理解し合い、多様な価値観を受け入れ認め合って、市民一人ひとりが、共に生きる「共生社会」を実現するために、交流活動を通して教育・啓発に努めていきます。

II 人権問題の現状と課題

1 同和問題

同和問題を正しく理解し、差別の解消に向けた積極的な実践

(1) 基本認識

同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な社会問題であって、その早期解消を図ることは国民的課題です。国は3本の特別立法に基づいてさまざまな施策を講じ、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されてきました。また差別の解消に向けての教育及び啓発もさまざまな形を取りながら創意工夫を生かして進められてきました。

しかし、依然として結婚問題などの差別事象を始め、戸籍の不正取得、大量差別はがき事件、差別落書き、インターネットを使った人権侵害などの差別事象が後を絶たない現実があります。これらの背景には、部落差別を助長・容認する社会意識やしくみが根強く残っている実態があり、この社会意識やしくみの変革こそが重要な課題です。

そこで国は、2016年（平成28年）^{※1}「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を公布・施行し、部落差別解消に向けて、「現在もなお部落差別が存

在する」「部落差別は許されないもの」との認識の基に「相談体制の充実」「教育・啓発」「部落差別の実態に係る調査」を行うことを国及び地方公共団体の責務としています。これを機に国民の意識の変革を求めています。

このような認識に立ち、市民一人ひとりが、差別の現実に深く学び、自らの人権意識を高め、差別解消への意欲と実践力を培い、早期に解消できるよう家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて積極的な取り組みを進めていく必要があります。

(2) 現状と課題

部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するために、この法律の趣旨を広く浸透させていく必要があります。同和対策特別措置法の終了（2002年（平成14年）3月末）後、同和問題に対する人々の関心は薄くなっており、学習の機会が減少の傾向にありました。この背景には、女性や障がいのある人、高齢者に関わる問題などの人権課題に対して人々の関心が高くなってきていることや、子どもへの虐待事件など身近な人権問題が頻発するようになってきていることがあると考えられます。

部落差別の解消は、着実に進みつつあるとはいうものの、依然として様々な形での差別事象が起きている現実があります。したがって、同和問題は過去の課題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につながっていく広がりをもった現実の課題だといえます。

2 女性

男女がお互いの人権を尊重し、自らの持てる能力を發揮し、活躍できる社会の実現

(1) 基本認識

女性に関する問題は、男女平等と女性の地位向上に関わる問題と、ひとりの人間として尊重されるべき女性の人権に関わる問題の二つがあります。

男女平等と女性の地位向上に向けた取り組みは、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」として提唱し、1976年（昭和51年）からの10年間を「国連婦人の10年」に設定したことを契機に女性問題に対する社会の認識が深まり、以降、1977年（昭和52年）の「国内行動計画」の策定や1985年（昭和60年）の「女性差別撤廃条約」の批准、1986年（昭和61年）の「男女雇用機会均等法」の施行、1999年（平成11年）の「男女共同参画基本法」の施行など、各種法律や制度の整備が進められてきました。そのことにより男女平等と女性の地位向上に関する人々の意識の向上は徐々に図られてきました。

しかし、依然として「男らしさ・女らしさ」や「男は仕事・女は家庭」といった社会的・文化的に作り出された固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策・方針決定の場への女性の参画状況も大きく改善されたとはいえません。

女性の人権尊重の問題に関しては、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されるなど、女性の人権を守る制度の整備が図られてきました。しかし、女性に対する暴力行為や買春行為、セクシャルハラスメントなど女性に対する人権侵害事例が後を絶たず、2007年（平成19年）に改正された^{※2}「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）では、経営者がセクシャルハラスメントについて対策を講じることが義務化され、2017年（平成29年）の改正ではマタニティハラスメントの防止措置が求められました。

「男女がお互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の一員として自らの個性や能力を発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会」の実現のために、家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて教育・啓発の徹底を図っていく必要があります。

（2）現状と課題

① 社会のあらゆる場における男女平等と女性の地位向上

- 女性の社会進出を支える家庭づくりを進めるため、家事や育児、介護を男女がともに担うよう意識啓発を充実していく必要があります。
- 豊かで住みよい地域社会を築いていくためには、男女が共に地域社会の活動に参画していく必要があります。
- 就業の場では、男女間における賃金や昇任の格差など、なお多くの問題が残されています。法律や制度の精神に沿った就業形態を実現し、女性が働き続けることのできる支援体制を整えるとともに、農林業、商工業の分野にも男女共同参画を促進していく必要があります。
- 政策・方針決定の場に、より一層女性の意見を反映させるために、女性自身の意識の高まりを図るとともに、人材の育成を図っていく必要があります。

② 女性の人権

- 夫から妻に対して行われる家庭内暴力や、言葉による虐待、給料を家計に入れないことにより苦しんでいる女性がいます。
- 意図的か否かに関わらず、男性の言動の中にセクシャルハラスメントを感じている女性がいます。
- 女性に対する性犯罪や売買春など、女性の人権を侵害する犯罪による検挙件数の増加やそれに関わった女性の低年齢化傾向が見られます。

これらの問題は、人権に関する意識の低さに起因するものであり、家庭、地域社会、企業、職場などあらゆる場で意識啓発に努める必要があります。

3 子ども

子どもが基本的人権の権利主体者であるという視点に立った環境づくり

(1) 基本認識

子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然なものとして取り扱われる傾向にありました。しかし、1994年（平成6年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」は、第12条で「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と明記し、すべての子どもの基本的人権を尊重するとともに、子どもの意見を十分に尊重することを求めています。

しかし、現実の子どもと家庭を取り巻く環境は、少子化のほか、核家族化や都市化の進行により大きく変化し、理不尽な犯罪の被害者にされたり、保護者による虐待、体罰、いじめ、不登校など、子どもの人権に関わる複雑多様な問題が頻発したりしています。また、県下でも子どもの性被害が看過できない状況となり、長野県では2016年（平成28年）^{※3}「長野県子どもを性被害から守るための条例」が制定されました。

このような状況のもと、安曇野市が従来大切にしてきた「社会全体での子育て支援」、「子どもの視点に立った環境づくり」、「個人の多様な生き方の尊重」の3点を基本に据えて、子どもの人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 現状と課題

① 子どもへの虐待

- 家庭内における子どもへの虐待に関わる児童相談所相談対応件数が年々増加しています。原因の一つとして、子育てに対して不安を抱いたり負担に感じたりしている保護者が増えていることが考えられます。
- 2000年（平成12年）に施行された^{※4}「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の4種類と定義し、2004年の法改正では、疑われる場合の通告を義務付け、2008年の改正では児童相談所の権限を強化しましたが、児童虐待が後を絶たない状況です。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大きな傷を残します。発見しにくいという問題があり、地域社会や学校において早期発見・早期対応のための体制作りを構築していく必要があります。

② いじめ

- いじめは命に関わる大きな問題であり、^{※5}「いじめ防止対策推進法」が2013年（平成25年）に施行されました。その中でいじめの定義が示されたことから、文部科学省が調査する認知件数は大きく増加しています。学校では依然として「いじめ問題」が発生しています。表面的には単なる遊びと見える子どもたちの言

動の中にいじめ行為が潜んでいることもあり、周囲は注意深く継続的に子どもの様態を見守り、あらゆる機会を通していじめの防止、早期発見・早期対応に努め、発見した場合は被害者の保護を最重要として対応し毅然とした態度で臨む必要があります。

- いじめ問題を解消するには、子どもが、いじめは人として許されない行為だという自覚をし、傍観やはやし立てる行為も同様に許されない行為だという認識を持つことが大切となります。教職員は、地域社会と連携し、子どもの立場に立った学校運営や開かれた学校づくりに努め、保護者もまた子どもの立場に立った家庭づくりに努めていく必要があります。

③ 不登校

子ども一人ひとりにより要因や背景は異なりますが、友達とコミュニケーションが上手に取れなかったり、身辺自立の遅れ、いじめなど、家庭や学校生活にかかわる様々な問題が引き金となったりして、不登校に陥る児童生徒がいます。不登校児童生徒の教育を受ける権利を保障するための多様な方法を検討していく必要があります。

④ 体罰

学校や施設における子どもへの体罰は、重大な人権侵害であり、懲戒に関わる権限の濫用禁止について関係者に対して研修会などを通じ十分に周知するとともに、関係者の人権意識を高めていく必要があります。

⑤ スマートフォンやインターネットの適正利用

スマートフォンやインターネットの普及は急速に低年齢化し、日常の些細なトラブルからいじめや不登校まで、スマートフォンやインターネットが関連した被害が急増しています。また有害情報の氾濫、コミュニティサイトや出会い系サイトによる性被害など、大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしており、トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、子どもの年齢や力量に合わせた、納得できるルール作りが肝要になります。

⑥ 子どもの貧困

2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律^{*6}」が施行されました。この法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため貧困対策等を総合的に推進することを目的としています。

子どもの貧困の実態調査や貧困解消のための学習支援・子ども食堂など家庭や学校に代わる第3の居場所づくりなどについては、各行政機関や民間との連携の必要があります。

4 高齢者

高齢者に対する理解を深め、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現

(1) 基本認識

高齢化が急速に進展する中で、社会を明るく活力に満ちたものにするためには、高齢者が健康で生き生きと生活できることはもとより、長年培ってきた知識や経験をいかして、社会的な活動や企業活動に積極的に参加することが必要です。そのためには、高齢者自身の姿勢や取り組みに加えて、若い人を始めとする周囲の人々の高齢者に対する誤った先入観や固定観念を払拭し、高齢者一人ひとりがこれまで以上に個人として尊重されることが重要です。

また、高齢者の介護については、当事者は勿論社会全体にとっても大きな問題です。介護を必要とする状態になっても、高齢者の人権が尊重されていくことが重要です。介護に疲れた家族や養介護施設における高齢者への虐待は外部が気づきにくく、発見が遅れる事案が数多く発生しました。このような状況の中、2006年（平成18年）^{※7}「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。養介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者の尊厳を妨げる虐待の防止を図る必要があります。

(2) 現状と課題

① 高齢者への偏見

高齢者に対しては「汚い・遅い・暗い・非生産的」など否定的な印象を持つ傾向が見られます。こうした見方は、高齢者の社会参加を妨げたり、高齢者に対する不当な差別や虐待につながったりする恐れがあります。加齢に伴う人間の変化について正しく理解し、高齢者を一人の人間として尊重する意識を醸成していく必要があります。

② 高齢者の活躍の場

「長い間苦勞してきたのだから気楽に余生を楽しむのがよい。」といった考え方が、高齢者の生きがいを失う原因になっていることがあります。地域社会や企業が高齢者一人ひとりの健康の状態に応じ、長年培ってきた知恵や経験をいかす場を作り出していく必要があります。

③ 高齢者の介護

- 家族だけで、女性だけで、あるいは誰の世話にもならないといった頑なな考えで介護の問題を解決しようとしてきたことが、多くの人権侵害や悲劇を生む原因となっています。介護の社会化が進む中で、積極的に種々の介護サービスの活用や地域の人々の理解や支援により負担の軽減を図る必要があります。
- 高齢者介護の現場では、要介護者の人格やプライバシーが傷つけられるような

処遇や、本人の意思を無視または軽視した処遇がなされないように、介護に携わる人々の研修を充実していく必要があります。

④ 認知症高齢者の権利擁護

認知症の高齢者の増加に伴い、財産管理や遺産相続をめぐる争いが全国的に発生し、高齢者の人権が侵害されている中、成年後見制度など新たな制度が整備されてきました。これらの制度について理解を深め、有効に活用するための学習の充実を図っていく必要があります。

5 障がいのある人

障がいのある人や障がいに対する理解を深め、一人ひとりが輝く社会の実現

(1) 基本認識

「完全参加と平等」をテーマとした 1981 年（昭和 56 年）「国際障害者年」を契機として、障がいのある人も、障がいのない人も「すべて人間としてお互いに尊重しあい、普通（ノーマル）の生活を送るために、共に暮らし共に生きる社会こそ正常な社会である」というノーマライゼーションの理念が徐々に定着してきています。障害者基本法第 3 条の 2 項では「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものである。」と規定していますが、現実には、今も障がいのある人の社会参加を妨げている種々の障壁が横たわっています。

障がいのある人が社会の中で日常の生活を送るためには、生活を送りにくくしているそれらの障壁をできる限り取り去っていくことが必要です。そこで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、2016 年（平成 28 年）に^{※8}「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。その中では、「不当な差別的な取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。今後さらに、ノーマライゼーション理念とソーシャルインクルージョン^(注)理念に基づき、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要な配慮を行っていくことにより、誰をも排除しない共生社会の実現を図っていくことが重要です。（注：ソーシャルインクルージョンとは：「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活実現につなげるよう、社会の呼応成員として包み支え合う」こと。（厚生労働省の定義）

(2) 現状と課題

① 障がいのある人への偏見や差別

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為、過度な負担ではないにもかかわらず障がい者の権利の確保のために必要な調整等を行わないことは不当な差別的扱いです。また、障がいのある人を好奇の目で見たり、物を尋ねる際に直接本人ではなく介護者に尋ねたりするなど、障がいのある人に対する偏見や差別があります。

働くことや趣味やスポーツなど障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を増やし、障がいそのものや障がいのある人に対する正しい理解と認識をいっそう深めていく必要があります。

② 自立と社会参加の促進

○ 歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、トイレの不備などの物理的な障壁、入学、就職、資格取得などの際の制度的な障壁、情報伝達上の障壁など、障がいのある人の自立と社会参加を妨げる多くの障壁があります。

こうした障壁を除去していくために、障がいのある人の立場に立って考えることのできる感性を高めていく必要があります。

○ 障がいのある人は、障がいのない人の及ばないような能力を発揮することが認められます。地域社会や企業では、障がいのある人がもっている優れた能力をいかすための方法や場について研究を深めていく必要があります。

③ 不適切な用語

障がいのある人の心を直接的にあるいは間接的に傷つける不適切な言葉が、日常生活の中で平気で使われている現実があり見直しを図っていく必要があります。

④ 外見では分かりにくい障がい

障がいの種類や程度は多種多様で、中には難病や内部疾患、発達障がいなどのように外見からは分かりにくい障がいのある人がいます。外見からは分かりにくく、理解されにくいために障がい者施設や設備を利用できないことがあります。心臓機能障がいがある人は、電磁波などの影響によるペースメーカーの誤作動を心配しています。このように周りから理解されず、配慮を受けられないで困ったり苦しんだりしている人がいることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し暮らしやすい地域社会を一緒につくっていくことが大切です。

6 外国人

国籍や人種の違いを超えて、お互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成

(1) 基本認識

世界の国々は、相互に依存関係を深めており、われわれの地域も世界との密接な関係の中で成り立っています。一人ひとりが、自らの地域や母国のことだけでなく、地球全

体のことを考え、行動していかなければならない時代を迎えています。そのため、諸外国の多様な文化や価値観、宗教観を受け入れ、尊重し、国籍や人種の違いを超えてすべての人々が相互に理解を深め、人権が尊重される共生社会の実現を図っていく必要があります。

しかし、現実にはわが国の歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人をめぐる諸問題をはじめ、外国人に対する就労差別や給与不払い、入居・入店拒否、日常生活の中での自由な行動に対する束縛、言葉が通じないため医師に病状を正確に伝えられないことなど、様々な人権問題が発生しています。これらの背景には、島国というわが国の地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史に加え、他国の言語、宗教、習慣への理解不足による外国人への偏見や差別意識があると考えられます。

人々を排斥する差別的言動は人としての尊厳を傷つけ差別意識を生じさせることになりかねず、2016年（平成28年）に^{※9}「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。歴史や文化の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築くことが重要です。

外国人と日本人が地域の住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、広く市民の間にも多元的な文化や多様性を容認する「共に生きる心」を醸成することが求められています。

（2）現状と課題

① 国際化の進む社会の変化に対する理解

- 安曇野市に暮らす外国人は1,285人（平成31年1月1日現在）です。これらの人々の約半数が就労目的で、その他は結婚、家族との同居によるものです。2018年（平成30年）^{※10}「出入国管理及び難民認定法」（出入国管理法）が改定され、外国人労働者の受け入れの拡大が予想されますので、今後、安曇野市の外国人住民も増加すると思われます。これらの外国人が、言葉や生活習慣や文化も違う慣れない環境のもとで生活している現状に目を向け、理解を深める必要があります。
- 外国人との共生社会は、新たな社会問題を生み出してもいます。お互いの誤解から問題が広がるケースが多々ありますが、その根底にある偏見や差別意識をなくしていくことが問題解決への第一歩となります。

② 多文化の理解

日本人も外国人も、相互に相手の文化や価値観に対する理解を深めなくてはなりません。そのために必要な交流の機会が極めて少ないのが現状です。外国人支援団体との連携を深めながら、お互いが気楽に交流し合える機会をより多く設定し、市民の積極的参加を図りながら理解を深めていく必要があります。

③ 生活や教育への支援

- 日常生活の中で言語や生活習慣の違いなどから、外国人が多くの困難に直面していることはあまり知られていません。その事実を知り、また、困難解消のために支援活動を行っている民間団体などの活動実態を知ることを通して、地域の隣人として支えていこうとする意識を醸成していく必要があります。
- 外国籍の児童生徒の教育については、市内の幾つかの小学校に日本語教室を設置するなど、日本語の学習や心のケアなどの支援に努めていますが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、日本語を話せるようになりたいという外国人を対象に、市内4か所において日本語教室を開催し、ボランティアスタッフが無料で教えています。今後の日本語教室の指導内容や方法、運営について各機関の連携が必要となります。
- 子どもたちは、日本語の習得が早く、日本での生活へ比較的容易に順応できる反面、母国語や母国の歴史・文化等についての教育ができないことに対する不安が保護者や関係者の中で広がっており、対策が望まれます。

7 様々な人権課題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在でもアイヌ語を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々との格差が認められるほか、結婚や就職における偏見や差別の問題が残っています。

我が国にこのような問題が存在することをきちんと認識し、アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する理解を深めることは、人権尊重の意識の高揚を図る上でも必要となります。

(2) HIV感染者・ハンセン病患者等

① HIV感染者

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国でも、1985年（昭和60年）に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として注目されるようになりました。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。このことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診、就職拒否や職場解雇、アパートの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常に生活する限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発により発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

② ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性はきわめて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し完治する疾患であり、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、我が国では発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に法律「らい予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することになりましたが、長年続いた隔離政策はらい病患者および病気が完治した元患者に対する偏見と差別意識を助長することになりました。多くの患者は家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなどの状況が現在も続き、2001年（平成13年）にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下された後も、熊本県のホテルにおける元患者に対する宿泊拒否問題が明らかになるなど、今もって偏見や差別意識は払拭されず社会復帰が困難な状況にあります。

H I V感染者・ハンセン病患者に関わる問題は、無知が招いた問題ともいえ、事実を正しく認識した上で、基本的人権尊重の観点からすべての人々の命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝え、エイズ患者やH I V感染者・ハンセン病患者や元患者との共存・共生に関する理解を深めていく必要があります。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生への意欲がある場合でも、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家庭、地域社会、企業、職場など、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。したがって、刑を終えて出所した

人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

(4) 犯罪被害者等

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)の制定、「刑事訴訟法」や「検察審査会法」、「少年法の改正」など一連の法的措置によって、司法手続きにおける改善が図られたほか、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されたところであり、こうした制度の適切な運用が求められています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害が挙げられます。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることは困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起およびその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

こうした動向を踏まえ、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進していく必要があります。そこで2005年(平成17年)には犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る^{※11}「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

(5) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定の人同士の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的情報の受発信があります。いずれも発信者には匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載、犯罪被害者についての無責任なうわさ話などによる人権に関わる問題が発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合はプロバイダーに対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。こうした動向を踏まえ、以下の取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのために広く市民に対して啓発活動を推進する必要があります。

② 青少年のスマートフォンやタブレット端末の利用は増大しており、2018年（平成30年）には^{※12}「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（インターネット環境整備法）が改正されました。トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、今後一層フィルタリングの普及と適正利用の推進を図る必要があります。また、家庭では適切なルール作りが肝要になります。

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実していく必要があります。

（6）性的指向

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、特に同性愛者については、いまだに偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行っていく必要があります。

（7）ホームレス

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人々が存在し、地域社会との軋轢が生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件といった人権侵害の問題も発生しています。このような状況において、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレスに関する問題解決を図ることを目的として、平成15年7月「ホームレスの自立支援に関する基本方針」が策定されました。実情を認識し、この問題にどのように対処すべきかを考えることは、人権感覚を高める上でも大切なことです。

（8）性同一性障がい

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。平成16年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。この法律により、性同一性障がい者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりました。しかし、性同一性障がい者に対する偏見や差別は依然として残っており、これらをなくす努力をしていく必要

があります。

(9) 拉致問題

長野県人権政策推進基本方針にも示されているとおり、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年(平成18年)「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。この拉致問題を早期に解決していくために啓発を行っていく必要があります。

(10) 中国帰国者

国策として進められた「満蒙開拓団」や「満蒙開拓青少年義勇軍」に長野県は全国最大規模の移民を送りだしました。その歴史を知るとともに、中国帰国者や家族が抱える人権問題について理解することが大切です。

Ⅲ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 家庭における人権教育・啓発の推進

家庭は、社会を構成する基本的な単位であり、子どもが豊かな情操や生命を大切にす
る心、善悪の判断など人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。それと
ともに、大人にとっても愛情と信頼の絆で結ばれた家庭づくりを通して、人としての望ま
しい生き方を学ぶ場でもあります。しかし、近年、家庭内暴力や虐待といった憂慮すべ
き事象が後を絶ちません。これらはすべて重大な人権侵害につながるものです。プライ
バシー保護の立場から、家庭の内情に立ち入ることの難しさもありますが、最も身近な
存在である家族の人権を尊重し合うことの重要性を、地域社会活動、学校教育、PTA
活動などあらゆる機会をとらえて訴えかけるとともに、人権感覚が身につくような家庭
教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めていきます。

2 地域社会における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが広い視野に立ち、さまざまな学習機会を通して人権問題を正しく理
解するとともに、学習者が人権に関する知識習得だけに終わることなく、人権問題を自
らの課題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活の中で具現化していくことが重要
です。そのために、地域における人権教育で大きな役割を担う公民館や民間諸団体が実
施する講座、地域住民の相互理解を深める交流活動などについて、地域人権教育推進協
議会が中心となり、次の点に配慮しながら支援しその充実を図っていきます。

(1) 地域の実情に則した人権教育の推進

合併以前の5町村には、それぞれに地域の実情に則した独自の方法で人権教育に取

り組み成果をあげてきた歴史があります。合併後も学習内容、学習形態を画一的に統一せず、各地域の実情を踏まえた実践を積み重ねてきました。今後も独自性を生かしつつ共通性を図り互いにその成果に学びより一層の充実を図っていきます。

(2) 人権擁護委員協議会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会などとの連携

地域の実情に則した人権教育実践のために、地域の実情に詳しい人権擁護委員、民生児童委員、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図りながら進めていきます。

(3) 学習講座や交流活動への支援

公民館や民間諸団体が行う学習講座や交流活動については、開催計画の立案や講師の派遣・紹介について支援し、活発な活動が展開できるよう進めていきます。そのために、人権教育指導員設置規則に基づく指導員を確保し、研修を積み要請に応じていきます。

(4) 日常生活の中で市民の人権意識の高揚を図る人権リーダーの養成のために、社会教育関係者および諸団体の代表者を対象にした研修講座を開催していきます。

(5) 人権尊重の理念の普及と人間性豊かな地域文化の発展のために、人権に関する研究資料、学習教材の開発に努めていきます。

3 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進

人間形成の基礎が培われ、人権感覚の芽生えが始まる幼児期から小学校、中学校と発達段階に即し、家庭や地域との連携を深めながら、全市の認定こども園・保育園・幼稚園、小・中学校が一貫した指導方針に基づき、「自らの権利行使に伴う責任を自覚し、互いの人権を尊重し合う『共に生きる心』を醸成する」、「人権尊重の意義および様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める」、「人権問題を自らの課題として解決し人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高める」の3点を目標として、次の点に留意しながら学校人権教育推進協議会が中心となり効果的な推進を図っていきます。

(1) 幼保・小・中の発達段階に即した教育内容を精選し、一貫した人権教育指導カリキュラムのもとで推進していきます。

(2) 認定こども園・保育園・幼稚園、小・中学校が連携し、互いの実践に学び、より効果的な指導のあり方についての研究を深めながら推進していきます。

(3) 人権に関わる学校の取り組みを地域社会に公開して学校への理解を図ります。さらに子ども達が学んだ事柄を日常生活の中でいかし実践する力を高めるために、学校と家庭・地域社会が連携を深め啓発活動を推進していきます。

4 企業・職場などにおける人権教育・啓発の推進

企業は、経済のグローバル化、高度情報化、少子高齢化、地球環境保全問題など、社会や経済情勢の急激な変化の中で、公正な採用選考、セクシャルハラスメント、介護や

育児のための休暇、パワーハラスメント、個人情報保護など、人権に関わる多くの問題への適切な対応を求められています。企業の社会的責任の立場から対応の如何によっては企業の存続にも係わる重要な問題となっています。

安曇野市では、企業経営者や従業員一人ひとりがこれらの問題の本質を正しく理解し、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい企業づくりを進めるために、企業人権教育推進協議会が中心となり、次のような取り組みをしていきます。

(1) 指導者研修

各企業が企業内人権教育を実施するために、その推進者となる人材の育成と研修の場を提供し、主体的な取り組みを支援していきます。

(2) 情報の収集と提供

企業人権に係わる実践や多様な情報を収集し提供していきます。

(3) 協議会への加入促進

人権問題に関心をもち、主体的に人権教育に取り組む企業が1社でも多くなるよう、広報活動をとおして企業人権教育推進協議会への加入を促進していきます。

5 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修など

人権教育の推進に当たっては、すべての人々を対象に取り組みを進める必要がありますが、とりわけ人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員であり、基本的な人権の尊重を基本とし公平で公正な行政施策を推進する義務があります。直接住民と触れ合うことの多い職員はもとより、職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につける必要があります。そのために職員研修を通じて人権感覚を高めることを目指し計画的に人権教育を実施していきます。

(2) 保育・学校（教育）関係職員

教職員は、幼・少・青年期という重要な人格形成期に、教育活動を通して子どもに接することにより、人権尊重の精神形成に大きな影響を与える職業です。そのため、県では様々な研修を実施しています。市では教職員が自らの人権感覚を一層磨き、自らも人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めるための全教職員を対象とした研修を実施していきます。

(3) 保健福祉関係者

社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師などの保健福祉関係事業に従事する者は、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々な人々の生活相談や身体介護等に直接携わっていることから、人格の尊重、秘密の保持等、

常に人権を基本とした行動が求められます。このため、保健福祉関係に従事するすべての人々の人権意識の高揚を図るための研修を依頼していきます。

(4) 医療関係者

医師をはじめとする医療関係者は、業務の遂行に当たって、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴、診療情報の保護に努めるなど人権意識に根ざした行動が求められています。このため、患者や要介護者の人権の重要性を認識し、常に適切な配慮やインフォームド・コンセント（十分な説明・理解・合意・選択）の確立が図られるよう、医療施設や医療従事者団体等における人権教育の推進を依頼していきます。

(5) 消防・救急関係職員

消防職員は、人命に関わる職務が多く、人権に配慮した行動が求められます。

消防職員に対する人権教育は、県消防学校の研修で実施されていますが、その重要性を認識してそれぞれの消防活動において適切な対応ができるよう、職場における人権教育の推進を依頼していきます。

IV 人権教育の効果的な推進

1 人材の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権課題に関する正しい理解と認識を備えたうえで、市民の身近なところで活動できる人材が必要になります。そのために、地域における日常生活の中で人権意識の高揚を図るリーダー的な人材の養成に努めていきます。

2 資料・文献・学習教材の整備

人権に関する資料・文献・学習教材は、効果的な人権教育・啓発を推進する上で不可欠なものであり、その整備充実と有効活用を図ることが肝要です。

- (1) 生涯学習課が保有する資料・文献・学習教材についての一覧表を作成し、人権教育実施主体や市民が活用しやすいシステムを作っていきます。
- (2) 人権に係わる国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであり、時代の流れを反映した新たな文献や資料の収集整備に努めていきます。
- (3) 人権尊重作文集～kiseki～などを人権学習教材として作成・整備し、情報を提供していきます。

V 計画の推進

1 推進体制について

この計画に沿った具体的な人権教育・啓発の推進に当たっては、教育委員会教育部生

涯学習課、総務部人権男女共同参画課を中心に、関係各課および関係諸機関との密接な連携のもとに進めていきます。

2 国、県、各地域、関係諸団体との連携について

国、県、各地域、関係諸団体から情報や資料を得ながら、それぞれの人権関係の取り組みに積極的に参加し連携を深めるとともに、この計画の趣旨の浸透を図っていきます。

3 計画の見直しについて

この計画は、県や関係機関の動向および市の総合計画などを注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。